

お客さま各位

キャッシュカード振込機能の一部利用制限について

日頃は宮崎県内の信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

宮崎県内の信用金庫で組織する宮崎県信用金庫協会では、ATMの操作に不慣れな高齢者の方を言葉巧みに誘導してATMで預金を振込ませる特殊詐欺への対応策として、平成29年11月より70歳以上のお客さまを対象に県内信用金庫のキャッシュカード振込機能の一部を利用制限させていただいております。

しかしながら、宮崎県内において65歳から69歳までの年齢層でもATMを利用した特殊詐欺被害が増加していることから、下記のとおり利用制限の対象年齢を65歳以上に変更させていただきます。

対象となるお客さまには、大変ご不便をおかけ致しますが、何卒ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま（①と②の両方に該当するお客さまの口座）

- ① 65歳以上のお客さま
- ② お取引金庫および他金融機関のATMで、キャッシュカードによるお振込みを、2年以上ご利用されていない口座

2. 利用制限の内容

ATMでのキャッシュカードによるお振込金額が「1日10万円以下」に制限されます。

（ATMでの1日の振込限度額を「10万円」とさせていただきます。）

※ 手数料は含まれません。

※ キャッシュカードによる「お預入れ」、「お引出し」は従来通りご利用いただけます。

3. 変更時期

令和5年4月20日（木）より

4. 上記のお客さまが、ATMで10万円超のキャッシュカード振込みを希望される場合

平日の営業時間内にお取引金庫の窓口へお申し出ください。

なお、お申し出の際には、お届け印、本人確認書類、キャッシュカードをご持参くださいますようお願い申し上げます。ご持参いただく本人確認資料でご本人さまを確認のうえ、キャッシュカードによるお振込みの限度額を変更させていただきます。

本件に関するお問い合わせは、お取引の各信用金庫窓口にお問い合わせ下さい。

宮崎県信用金庫協会